

(別紙)

公共基準点使用条件

- 1 公共基準点の使用に当たっては、作業者は立ち入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名（包括承認に基づく場合には土地家屋調査士名）、作業目的、連絡先などを連絡し、立ち入りの承諾を得ること。
- 2 施設内の立ち入りは、日曜日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。
ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。
- 3 作業者は、使用時に使用承認書あるいは包括承認に基づく場合には、土地家屋調査士会員証を常時携帯すること。
- 4 使用にあつては公共基準点の取扱に留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 5 公共基準点本体及び立ち入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。
- 6 作業者は、測量標及びその周辺の現況や、測量付近に工事の予定がある場合は、速やかに公共基準点管理者に連絡すること。
- 7 作業者は、測量標の使用を完了したときは、公共基準点使用報告書として、次の書類を添付し公共基準点管理者に提出すること。
なお、地積測量図の作成のための測量においては、包括承認申請書に定める使用報告書をもって代えることが出来ることとする。
 - (1) 公共基準点現況報告書
 - (2) 精度管理表
 - (3) 成果表、網図の写しなど。